

# 国家安全保障と情報への権利に関する 国際原則(ツワネ原則)

*Global Principles on National Security and the Right to Information*

南アフリカ、ツワネにて最終採択  
2013年6月12日発表

## はじめに

本諸原則は、国家安全保障上の理由で情報を非公開とし、あるいはそうした情報の公開・開示に対して処罰を行なう国の機関の権限に関する法律や規定の起草、改定あるいは施行に関わる人びとを対象にした指針を提供するために作成されたものである。

各原則は、国際法（地域的な国際法も含む）および国内法、いくつかの基準、望ましい実践事例ならびに専門家による論文を基にしている。

各原則は、情報を非公開とするすべての理由に関するものではなく、国家安全保障上の理由による非公開を対象とする。アクセスを制限する他の公的な理由もすべて、少なくとも本諸原則の基準が満たされるべきである。

本諸原則は、オープン・ソサエティ・ジャスティス・イニシアティブが差配する会議を世界各地で14回開催し、70カ国以上の500人を超える専門家との協議を経て、22の組織と学術センター（附属文書に一覧を掲載）によって作成されたものであり、以下の表現またはメディアの自由に関する特別報告者4名と、テロ対策と人権に関する特別報告者1名とも協議している。

- ・ 言論および表現の自由に関する国連特別報告者
- ・ テロ対策および人権に関する国連特別報告者
- ・ 表現の自由と情報へのアクセスに関する人および人民の権利に関するアフリカ委員会（ACHPR）特別報告者
- ・ 表現の自由に関する米州機構特別報告者
- ・ メディアの自由に関する欧州安全保障協力機構代表者

## 背景および根拠

国家安全保障と一般人の知る権利はしばしば、正反対の方向性を持つものとみなされている。国家安全保障を理由として情報を秘匿しようとする政府の意向と、公的機関が保有する情報に対する一般人の権利との間には、緊張関係が生じる場合もあるが、近年の歴史を先入観なく振り返れば、正当な国家安全保障上の利益が最大限に保護されるのは、実際のところ、国の安全を保護するために実施されたものも含めた国家の行為について、一般人が十分な情報を提供されている場合である。

国家の行為を一般人が監視するために情報へアクセスすることは、公務員による濫用行為を防止するだけでなく、一般人が国の政策決定に一定の役割を果たし、それゆえに、真の国家安全保障、民主的参加および健全な政策形成の要ともなる。一定の状況においては、正当な国家安全保障上の利益の保護のために情報を秘匿することが必要となる場合がありうるが、それは人権の完全な行使を擁護するためである。

国家安全保障が引き合いに出されると、多くの国において司法が独立性を失い、政府

の主張を妄信してしまうという事実があることから、適正なバランスを保つことがより困難な課題となっている。多くの国の治安法には、国家の安全が脅かされるとほのめかし、または単に政府がそのような主張をするだけで、情報への権利や通常の証拠規則、被告人の権利に例外を設けるような規定が含まれており、そのためにそうした妄信が助長されている。国家の安全が脅かされていると政府が過剰に主張すれば、司法の独立、法の支配、立法府による監視、メディアの自由、開かれた政府など、政府による濫用行為に対する主だった予防措置が著しく損なわれるおそれがある。

本諸原則は、上記に述べたとおりの長年にわたる課題および、近年においては世界中の多数の国が秘密指定制度と関連法制の制定ないし改定を始めているという事実を受けて作成されたものである。一方、この傾向はいくつかの状況の変化を受けて表れたものである。おそらくもっとも重要な変化は、ベルリンの壁の崩壊以降、情報公開法が急速に制定されるようになったことだろう。その結果、ツワネ原則が発表された時点で、世界 95 カ国の 52 億人以上が、実効性が伴っていないとしても少なくとも法律上は、情報公開請求権を享受している。これらの国の人びとは、そのほとんどが初めて、どのような状況で情報が秘匿され得るのか否かという問題に取り組んでいる。秘密保護法制の提案の増加を推し進めているその他の状況の変化には、テロまたはテロの脅威に対する政府の対応であり、民主主義への移行を背景として秘密保護を法によって規定することに関心が高まったことがある。

# 国家安全保障と情報への権利に関する国際原則 (ツワネ原則)

南アフリカ、ツワネにて最終採択  
2013年6月12日発表

前文	2
定義	5
第1部 一般的諸原則	6
第2部 国家安全保障上の理由により非公開とされうる情報および 公開されるべき情報	10
第3部 A 情報の秘密指定および秘密指定解除のルール	17
第3部 B 情報公開請求の取扱いに関するルール	20
第4部 国家安全保障の司法的側面と情報への権利	22
第5部 安全保障部門を監視する組織	25
第6部 公務員による公益開示	28
第7部 一般への情報公開／開示に対する制裁ないし制約的措置の制限	33
第8部 結び	35

## 前文

この原則の起草に関わった諸組織と諸個人は、

国が保有する情報へのアクセスはすべての人の権利であり、それゆえに、この権利は、精緻かつ限定的な非公開範囲とともに起草され、独立した裁判所、国会における監視組織およびその他の独立機関によるこの権利を監視するための法律によって保護されるべきものであることを想起し、

国には国家安全保障上の理由を含め、一定の情報を非公開とする正当な利益がありうることを認識し、情報の公開と非公開との間で適切な均衡を取ることが民主主義社会にとって非常に重要であり、また、社会の安全、進歩、発展および福祉、ならびに人権および基本的自由を完全に享受するためには不可欠であることを強調し、

一般人が政府の行為を監視し、民主主義社会に最大限に参加するためには、国家安全保障に関する情報を含む公的機関が保有する情報に一般人がアクセスすることが不可欠であることを確認し、

本諸原則が、公的機関が保有する情報にアクセスする一般人の権利および人権に関する国際法ならびに国際基準に基づき、国家の慣行（とりわけ、国際裁判所、国内裁判所および法廷における判決に反映されているように）、国際社会が認識する一般的な法原則および専門家による論文を発展させることに留意し、

世界人権宣言、市民的および政治的権利に関する国際規約、人および人民の権利に関するアフリカ憲章、米州人権条約、欧州人権条約および欧州評議会公文書のアクセスに関する条約における同様の規定に留意し、

さらに、米州人権委員会表現の自由に関する原則宣言 (the Declaration of Principles on Freedom of Expression of the Inter-American Commission of Human Rights)、情報へのアクセスに関する米州模範法 (the Model Inter-American Law on Access to Information)、アフリカにおける表現の自由に関する原則宣言 (the Declaration of Principles on Freedom of Expression in Africa)、アフリカにおける情報へのアクセスに関する模範法 (the Model Law on Access to Information for Africa) に留意し、

言論および表現の自由に関する国連特別報告者、メディアの自由に関する欧州安全保障協力機構代表者、表現の自由に関する米州人権委員会特別報告者による 2004 年の共同宣言、これらの専門家と、表現と情報へのアクセスの自由に関する人および人民の権利に関するアフリカ憲章特別報告者との 2006 年、2008 年、2009 年、2010 年の共同宣

言、国連および米州特別報告者らによるウィキリークスに関する 2010 年 12 月の共同声明 および 2010 年にベニス委員会が採択したテロ対策と人権に関する報告 を想起し、

さらに、1995 年にアーティクル 19 が招集した専門家グループによって採択された 国家安全保障、表現の自由および情報へのアクセスに関するヨハネスブルク原則 (the Johannesburg Principles on National Security, Freedom of Expression and Access to Information) および 国家安全保障研究センター (the Centre for National Security Studies)、ポーランド・ヘルシンキ人権基金 (the Polish Helsinki Foundation for Human Rights) により 1997 年に作成された 立憲民主主義における安全保障業務に関する監視と説明責任に関する諸原則 (Principles of Oversight and Accountability for Security Services in a Constitutional Democracy) を想起し、

一定の条件において、企業からのあるいは企業に関連する情報へのアクセスが決定的に重要であることを認識する国際原則——アフリカにおける情報へのアクセスに関する模範法 (Model Law on Access to Information in Africa)、ビジネスと人権に関する国連指導原則(「ラギー原則」) (the UN Guiding Principles on Business and Human Rights (“Ruggie Principles”))、武器貿易条約、多国籍企業に関する OECD 行動指針 (the OECD Guidelines for Multinational Enterprises)、武力紛争中の民間軍事および警備会社の行動に関する、国家が従うべき適切な国際法上の義務および望ましい実践に関するモントルー文書 (the Montreux Document on pertinent international legal obligations and good practices for states related to operations of private military and security companies during armed conflict) など——があること、また、それら国際原則の一部が、国家安全保障分野で事業を行なう民間軍事・警備会社が特定の情報を公開する必要性を明確に示していることに留意し、

国連人権理事会の要請を受けて 2010 年、当時、テロ対策における人権および基本的自由の促進と擁護に関する国連特別報告者であったマーティン・シェイニンが発表した『情報機関とその監視のための法的および組織的枠組みに関する望ましい実践 (“good practices on legal and institutional frameworks for intelligence services and their oversight”)』で記されているように、本諸原則が機密情報の収集、個人データの管理、機密情報の共有に関する実質的な基準に言及していないことに留意し、

国連安全保障理事会決議 1373 で要請されたように、国家間での効果的な情報共有が重要であることを認識し、

さらに、国家安全保障の名のもとに設置された公的で独立した監視機能を妨げることで、違法、不公正および詐欺的な行為が誘発され、それらが明らかにされない危険性を増大させ、プライバシーおよびその他の個人の権利が国家安全保障上の機密を口実にし

て頻繁に侵害されていることを認識し、

過剰な秘密指定が、政府機関および同盟諸国の間の情報共有を妨げ、正当な秘密の保護を無能化し、雑多な情報から重要な情報を探し出すことができず、複数の機関が重複して情報を収集し、安全保障担当者に過度な負担をかけるという、国家安全保障の負担となることを懸念し、

本諸原則が一般人の情報への権利に焦点をあてていること、また、一般人の情報への権利に密接に関連している限りにおいて、被拘禁者、人権侵害の被害者、その他の情報を強く求める人びとの情報への権利に言及していることを強調し、

国家安全保障上の理由により非公開とされるべきではない特定の情報であっても、情報を非公開とすることによる公共の利益が、情報へのアクセスによる利益よりも明らかに上回る場合は、国際法が許容するさまざまなその他の理由、たとえば国際関係、公正な司法手続、訴訟当事者の権利、個人のプライバシーなどにより非公開とされる可能性があることを認識し、

各国政府、立法および取締諸機関、公的機関、法律の立案者、裁判所、その他の監視機関ならびに、もっとも挑戦的な課題である国家安全保障と情報への権利の交点に関心を持ち、とくに人権と民主的な説明責任の尊重に関わる市民社会に対して、実用的な指針の提供となることを希望し、

普遍的な価値および適用可能な原則として精緻に作り上げるよう努力し、

各国が、情報の公開による公共の利益と、正当性のある国家安全保障上の利益を保護するために非公開とする必要性との均衡について広範囲にわたってさまざまな課題に直面しており、本原則が普遍的なものであるとしても、実際に本諸原則を適用するにあたっては、多様な法制度を含む各地の実情に応じる必要があることを認識し、

原則 1 に規定されているように情報への権利を完全かつ着実に実現するために、国、地域、国際レベルの適切な諸機関が本諸原則を広め、議論するための手段を講じ、可能な限りにおいてこれらを承認、採用、実施することを勧告する。

## 定義

本諸原則においては、文脈上求められない限り、以下のように定義する。

「**国家安全保障部門に属する企業**」とは、国家安全保障部門において何らかの取引、あるいは事業として業務、設備、人材または製品についての請け負いもしくは供給を法人として行っている、または行なってきた法人のことをいう。製品には兵器、装備品もしくは機密情報を含むが、これに限られるものではない。ここには民間軍事・警備会社（PMSCs）を含むが、非営利または非政府組織として組織された法人は含まない。

「**独立した**」とは、組織、財政および運営に関して、すべての安全保障分野における公的組織を含む行政機関の影響、指導または管理を受けないことをいう。

「**情報**」とは、物的特性を問わず記録物の原本または複製、および有形または無形の資料を指し、それが収められている形態または媒体を問わない。これには記録、通信、事実、意見、助言、覚書、データ、統計、書籍、図面、計画、地図、図表、写真、視聴覚記録、文書、電子メール、業務日誌、試作品、模型およびあらゆる電子形態で記録されたデータを含むが、これらに限られるものではない。

「**公共の利益となる情報**」とは、単に個人が関心を持つ情報だけではなく、一般人が関心を持ち、またはその利益に資する情報を指す。その一例は、公開することで「公共の利益」になるような情報であるが、それは政府の行為を一般人が理解するために有益だからである。

「**正当な国家安全保障上の利益**」とは、真の目的および一義的な効果が国際法および国内法に調和した国家の安全を守ることとなる利益を指す（正当な国家安全保障上の利益を守るために情報の非公開が必要となりうる情報分類は原則 9 に定めている）。真の目的または一義的な効果が、国家安全保障とは関係のない利益を守るためである場合、その利益は正当なものとは言えない。たとえば、政府または官僚の面目を守り、その不正行為が暴露されないように守ること、人権侵害、その他のあらゆる法律違反に関する情報または公的機関の機能に関する情報を隠匿すること、特定の政治的利益、政党または思想を強化または存続させること、もしくは合法的な抗議を弾圧することは、国家安全保障上の正当な利益ではない。

「**国家安全保障**」は本諸原則では定義しない。原則 2 には、「国家安全保障」は民主主義社会の必要に沿って、国内法で厳密に定義するべきである、という勧告が含まれている。



「**公的機関**」には、安全保障部門の当局を含む政府、憲法および法律上の当局のあらゆるレベルにおける行政、立法および司法部門のすべての組織が含まれる。また、政府が所有ないし監督し、または政府の代理をつとめる非国家組織も含まれる。「公的機関」には、多額の公的資金や給付を受けて公的な役割、サービス又は業務を担う民間またはその他の組織も含むが、その場合は、その役割、サービスの提供、公的資金または給付金の使用に関わる範囲に限られる。

「**公的な人員**」(public personnel) または「**公務員**」(public servant) とは、現在および過去において安全保障部門を含む公的機関の公務員であった者、請負業者、下請け業者を指す。「公的な人員」または「公務員」には、政府が所有ないし監督し、または政府を代理する非国家組織に雇用される人びとも含む。さらに、公的な役割、サービスまたは業務を、多額の公的資金または給付金を受けて行なう民間またはその他の組織に雇用されている人びとも含むが、その場合は、その役割、サービスの提供、公的資金または給付金の使用に関わる範囲に限られる。

「**制裁措置**」とは、名詞として用いる場合、刑事法、民事法および行政上の措置を含むあらゆる形態の処罰または不利益を指す。動詞として用いる場合、それらの形態の処罰を科し、または不利益を生じさせることを指す。

「**安全保障部門**」の定義には以下が含まれる。(1) 安全保障業務を行なう者。これには、軍、警察およびその他の法執行機関、准軍事組織、諜報機関および安全保障機関(軍事的小よび民事的小のもの的小方)を含むが、これらに限られるものではない、(2) 安全保障業務を行なう者の調整、管理および監督に責任を持つあらゆる執行機関、部局、省庁。

## 第 1 部 一般的諸原則

### 原則 1 情報への権利

- (a) 何人も、公的機関が保有し、または公的機関のために保有されている情報、もしくは公的機関によるアクセスが法律で認められている情報を要求し、提供を受け、利用し、伝達する権利を有する。
- (b) 国際原則はまた、民間軍事・警備会社を含む国家安全保障部門に属する企業が、人権の享受に影響を及ぼすと合理的に予期できる状況、活動または行為に関する情報を公開する責任を負うことを認めている。
- (c) 原則 1 (a) および 1 (b) により、情報を公開する義務を負う者は、請求があれば、その情報を利用できるようにしなければならない。請求を認めない例外は、法律で定められ、国家安全保障を含む正当な利益に対する具体的で特定可能な

損害を回避するために必要な場合に限られる。

- (d) 国の安全の保護を含む具体的な責任を負う公的機関のみが、情報を非公開とする理由として国家安全保障を主張することができる。
- (e) 企業が国家安全保障を主張して情報非公開を正当化しようとする場合、国の安全の保護に責任を負う公的機関によって明示的に許可または承認されなければならない。

注：国家安全保障に対する最終的な責任を負うのは政府のみである。従って、政府のみが、国家安全保障が脅かされることを情報の非公開とする理由として主張することができる。

- (f) 公的機関は、公共の利益となる一定の情報を進んで公表する積極的義務も負う。

## 原則 2 本諸原則の適用

- (a) 本諸原則は、原則 1 で確認したように、情報を公開することによって国家安全保障が脅かされうると政府が断定または確証する場合の情報へのアクセス権の行使に適用する。
- (b) 情報を非公開とする最も重大な公的理由の一つが国家安全保障であることを考慮すると、その他の公的なアクセス制限事由として国際関係、公的秩序、公衆の福祉および安全、法執行、将来において自由かつ公開された助言を得ること、実効性のある政策形成、国家の経済的利益などを主張するとき、公的機関は少なくとも本諸原則が規定する情報にアクセスする権利を制限する際の基準を適切に満たさなければならない。
- (c) 情報への権利を制限するために用いられる国家安全保障を、民主主義社会に合致するように国内の法的枠組みの中で厳密に定義することは、望ましい実践である。

## 原則 3 国家安全保障を理由とした情報への権利の制限に関する要件

政府が次のことを示すことができない場合は、国家安全保障を理由として情報への権利を制限することは認められない。(1) その制限が (a) 法律に規定されて、(b) 民主主義社会において必要であり、かつ (c) 正当な国家安全保障上の利益を保護することを目的としていること、ならびに、(2) 法律が濫用に対して十分な防止措置を講ずること。それには制限の合法性を緻密に調査する迅速で十全、利用が容易で実効性のある独立した監視機関と裁判所による十分な審査も含まれる。

- (a) 「法律に規定されている」とは、どの情報が公開されないのか、どの情報が公開されるべきなのか、情報に関するどのような行為が処罰の対象となるのかについて、すべての人が理解できるように、法律は、利用しやすく、明瞭で、綿密かつ精確に規定されていなければならないことを指す。

- (b) 「民主主義社会における必要性」とは、以下のことを指す。
- (i) 情報の公開が、正当な国家安全保障上の利益に対し、現実的かつ特定可能な重大な損害を及ぼすリスクを引き起こすものでなければならない。
  - (ii) 情報公開による損害のリスクが、公開しないことによる公共の利益全体を上回るものでなければならない。
  - (iii) 情報の制限は、比例原則を満たし、その損害を防ぐために利用可能な手段のうち最も制限的でない手段でなければならない。
  - (iv) その制限は、情報への権利の本質そのものが損なわれるものであってはならない。
- (c) 「正当な国家安全保障上の利益を保護する」とは、国家安全保障上の理由で非公開とされうる情報を限定的に分類し、法律で明確に規定されるべきであることを指す。

注： 「正当な国家安全保障上の利益」については、定義を参照。原則 2 の勧告のように国家安全保障が法律上明確に定義されていない場合、原則 3(b) がより重要になる。

「公共の利益」は、本諸原則においては定義されていない。積極的に公開されるべき情報、非公開とされてはならない情報については、原則 10 で高度な公共の利益に関する分類一覧として示している。一般人にとって高度な利益があり、公務員が報復のおそれなく開示すべきである不正行為の分類一覧は、原則 37 に示している。

情報公開における公共の利益と損害のリスクの比較衡量においては、公開によるあらゆる損害を軽減する可能性が考慮されるべきである。これには、合理的な額の資金の支出を必要とする手段も含む。以下は、情報公開による公共の利益が損害のリスクを優越するか否かを決定する際に考慮されるべき具体的な要因一覧である。

- ・ 情報を公開とすべき要因：情報公開により、次のことが合理的に予測しうる場合。(a) 公共的な関心事項についての開かれた議論の促進、(b) 政府の説明責任の強化、(c) 重要な課題または重大な関心事について、情報を与えられた上での積極的な議論に貢献、(d) 公金支出に対する実効性のある監視の促進、(e) 政府の決定の根拠の提示、(f) 環境保護への貢献、(g) 公衆衛生および安全に対する脅威の明示、(h) 人権侵害または国際人道法違反を明らかにし、またはそれに対する説明責任を確保の促進
- ・ 情報を非公開とすべき要因：情報公開によって正当な国家安全保障上の利益に、現実的かつ特定可能な損害のリスクが及ぶおそれがある場合。
- ・ 無関係な要因：情報公開により、次のことが合理的に予測できる場合。(a) 政府または官僚の面目を失わせ、それらに対する信頼

を失わせること。(b) 政党または思想を弱体化させること。

情報公開によって国家経済に損害をもたらすという事実は、それを理由に情報を非公開とするかの決定に関係するものであるが、国家安全保障を理由とすることはできない。

#### 原則 4 あらゆる制限の正当性を証明するために公的機関が負う責務

- (a) あらゆる制限の正当性の立証責任は、情報の非公開を求める公的機関が負うものとする。
- (b) 情報への権利は広義に解釈され、適用されるべきであり、あらゆる制限は限定的に解釈されるべきである。
- (c) 立証責任の履行にあたって、公的機関は損害を受けるおそれがあると主張するだけでは不十分である。当該公的機関は、その主張を裏づける明確で実質的な根拠を示す義務を負う。

注：原則 26 および 27 に従い、情報へのアクセスを求めるすべての者は、行政および司法当局に対し、主張された情報公開によるリスク評価の根拠について異議を申し立てる公正な機会が与えられるべきである。

- (d) 大臣またはその他の官僚が、情報公開によって国家安全保障に支障が生じる旨の証明書を発行するなどによる単なる断定することは、その論点に決定的な意味をもたらすものではない。

#### 原則 5 すべての公的機関への適用

- (a) 司法、立法府、監視機関、諜報機関、軍、警察、その他の安全保障機関、国家元首および政府首班に関わる省庁、これらの機関を構成するあらゆる部局などのすべての公的機関は、情報公開の義務から除外されない。
- (b) 外国、政府間組織、特定の公的機関または組織内の部局によって作成または共有されていることをもって、国家安全保障上の理由により情報が非公開とされてはならない。

注：外国または政府間組織によって作成された情報に関しては、原則 9 (a) (v) を参照のこと。

#### 原則 6 監視組織による情報へのアクセス

裁判所および法廷を含むすべての監視組織、オンブズマンおよび異議申立組織は、機密レベルを問わず、それぞれの責務を果たすための権限に関連する、国家安全保障に関するものを含むすべての情報にアクセスすることが認められるべきである。

注：これについては、原則 32 で展開される。監視組織による一般人への情報公開に言及するものではない。原則 35 で示す通り、監視組織はこれらの原則に従って正

当に秘密指定されるすべての情報の秘密性を保持するべきである。

## 原則 7 方策

法令の公布、公文書の適切な管理など、本諸原則が実質的に遵守されるように、国は適切な方策を行い、その他の必要な手段を講じるべきである。

## 原則 8 緊急事態

国民の生命、あるいは国内法と国際法に従い公的および合法的に宣言された存在を脅かす国民全体の緊急事態において、国は、情報を求め、受け取り、伝達する権利に対する義務から免除は可能である。ただし、その状況の危急性によって厳密に必要な場合に限るものであり、その免除が当該国の国際法上のその他の義務に反しておらず、かついかなる類の差別をも伴わない限りにおいてである。

注：情報および見解を求め、受け取り、伝達する権利の一定の側面には、国の緊急事態にあっても常に尊重されるべき制約されない権利の享受という極めて根本的なものがある。すべてを含むわけではないが、原則 10 における情報の一部またはすべてにこの性質がある。

## 第 2 部 国家安全保障上の理由により非公開とされうる情報および公開されるべき情報

### 原則 9:合法的に非公開とされうる情報

(a) 公的機関は、国家安全保障上の理由により、情報にアクセスする一般人の権利を制限することができる。ただし、そうした制限が本諸原則のその他すべての規定を満たし、その情報が公的機関によって保有されるものであり、以下の分類のいずれかに該当する場合に限られる。

(i) 情報が、作戦上有益である期間における進行中の防衛計画、作戦および戦力に関する情報

注：「情報が作戦上有益である期間」という文言は、国の準備の程度、能力または計画を理解するために敵が利用しうる情報が何も明らかにされていない場合にあつて、その情報公開が請求されることの意味で用いる。

(ii) 情報システムを含む武器システムおよびその他の軍事システムの製造、性能または使用に関する情報

注：そうした情報には、技術データおよび発明、ならびに製造、性能または使用についての情報を含む。武器およびその他の軍事システムに関する予算方針は一般人が入手できるようにするべきである。原則 10C (3) および 10F を参照のこと。通常兵器については、武器取引条約が推奨する

ように、国家が武器の管理リストを保有し、発表することが望ましい。  
また、武器、装備および兵士の人数に関する情報を公開することも同様である。

- (iii) 国土、重要な社会基盤または国家組織を脅威、武力の行使または妨害工作から守るための具体的な手段に関する情報。秘匿されるか否かによって、その有効性が左右される情報。

注：「重要な社会基盤」とは、物理的あるいは仮想的な戦略的資源、資産およびシステムを指す。これらの資源、資産またはシステムが破壊または無力化されると、国家安全保障を弱体化させる影響を及ぼすため、国家にとって決定的に重要である。

- (iv) 諜報機関の作戦、情報源および手段に関連し、または由来する情報で、国家安全保障問題に関わる情報。

- (v) 秘密の保持を明示的に期待されて外国政府または政府間組織から提供された国家安全保障事項に関する情報。および国家安全保障事項に関わる情報で、その他の外交上の情報交換によって提供された同様の情報。

注：そのような期待は文書で記録されることが望ましい。

注：テロおよびテロ対策に関する特定の情報が上記の分類の一つに含まれる限りにおいて、そうした情報にアクセスする一般人の権利は、当該原則の本規定および他の規定に従い、国家安全保障上の理由により制限される場合がある。同時に、テロまたはテロ対策に関する情報には、特に大きな公共の利益に該当するものもある。原則 10A、10B および 10H (1) を参照のこと。

- (b) 少なくとも、上記の分類のように限定的に記された情報分類の限定列举を国内法に定めておくことは望ましい実践である。
- (c) 国は上記の分類一覧に情報分類を追加することができるが、原則 2 (c) の提案のように、その分類が明確に特定され、かつ限定的に定義されていること、ならびに、法で規定された正当な国家安全保障上の利益を保護するために、情報を秘匿することが必要である場合に限られる。その分類を提案する場合、国はその分類に該当する情報を公開すれば国家安全保障がどのように脅威にさらされるのかを説明するべきである。

## 原則 10 公開することによる利益が高度に推定され、最優先とされる情報分類

以下に掲げるものを含む情報のカテゴリーには、民主的監視と法の支配の過程において特に重要性を持つという点から、特に高い公益性がある。従って、そのような情報は公にされ、また積極的に公開されるべきでものと強く推定され、場合によっては公開が最優先される。

以下の分類の情報は、少なくとも公開することが望ましいと高度に推定されるべきものであり、国家安全保障を理由に非公開とすることが認められるのは次の場合に限られる。それは、もっとも例外的な状況でかつ他の原則に合致し、期間を厳密に限定し、法律に基づき、公開により発生する損害を限定的にする合理的な手段がない場合である。公開することの公共の利益が最優先される固有の事項として以下に明示した情報の下位分類は、国家安全保障を理由とした非公開が決して正当化され得ないものである。

#### A 国際人権法及び国際人道法の侵害

- (1) 国際法上の犯罪を含む深刻な人権侵害または国際人道法の重大な違反、個人の自由および安全に対する権利の組織的または広範な侵害に関する情報の公開は、最優先されなければならない公益性がある。このような情報は、いかなる場合においても、国家安全保障上の理由で非公開とされてはならない。
- (2) 他の人権侵害または人道法違反に関する情報は、公開が高度に推定されるものであり、どのような事象であっても、その侵害に対する説明責任を回避する、あるいは被害者が有効な法的救済を受けることを妨げることを意図して、国家安全保障を理由に非公開とすることはできない。
- (3) 国が進行中の「移行期の正義」の過程にあり、とりわけ真実、正義、補償そして再発防止の保障を確実に行うことが求められている時には、過去の体制下で行われた人権侵害に関するすべての情報の公開には最優先されるべき公益性がある。後継の政府は、前政権によって秘匿された情報を含むすべての記録を、完全な状態で直ちに保護、保全し、遅滞なく公開すべきである。

注：人権侵害に関する情報の探索あるいは復元の義務に関しては原則 21 (c) を参照。

- (4) 侵害行為の存在が立証されているわけではなく、議論の余地がある、あるいは疑義がある場合、当該原則は、単独あるいは他の情報と組み合わせることによって、論争となっている侵害行為に対して真実を解明することとなる情報に対して適用される。
- (5) 当該原則は、発生したあるいは進行中の侵害行為に関する情報に適用され、またその侵害行為を行っているものが情報を保有している国かその他の者であるかに関わらず適用される。
- (6) 当該原則に包含される侵害行為に関する情報とは以下の通りであるが、これに限定されない。
  - (a) 侵害行為を構成する作為または不作為、ならびにそれらが発生した年月日、状況、該当する場合は行方不明者や遺体の場所を示すすべての記述やあらゆる記録。
  - (b) 被害者とその親族並びに証人のプライバシーその他の権利を侵害しない限度において全被害者の身元情報、人権を擁護するために関連し得る被

## 被害者の数と特性に関する総計とその他の匿名性データ

注：被害者、その親族及び証人の氏名その他の個人情報、当事者または死亡している場合はその家族が明白にかつ自発的に非公開を要求した場合、もしくは非公開とすることが、当事者自身の希望あるいは攻撃の対象となりやすい集団にとっての特段の必要性と明らかに合致している場合に、更なる被害が及ばない必要な範囲で、一般への公開を控えることができる。性的暴力の被害者に関しては、被害者の氏名その他の個人情報の公開には、当事者の明確な承諾を必要とする。18歳未満の子どもの被害者の身元は、一般に公開されるべきではない。ただし、当該原則は、様々な政府が様々な局面で、当事者の真の希望を問わず、重大な侵害行為を受けている、あるいは受けた当事者を含むプライバシーの権利を盾に、人権侵害を世間の目から隠蔽してきたという現実を踏まえて解釈されねばならない。しかし、これらの留意事項によって、総計とその他の匿名性データの公表が妨げられるべきではない。

- (c) 侵害行為を実行した、もしくはその責任のある機関と個人の氏名、一般的にその侵害行為があった時点で存在し、もしくは関与していた安全保障部門の名称、その幹部や司令官の氏名、指揮系統の範囲に関する情報。
- (d) 侵害行為の原因とそれを防止しなかった原因についての情報

## B 人間の自由と安全に対する権利の擁護、拷問及びその他の虐待の防止、生存権の擁護

当該原則が包含する情報には次のものがある。

- (1) 国家による人命剥奪の権限を付与する法律や規則、および自由の剥奪に関する法律や規則（根拠、手続、移送、処遇、尋問手法を含む拘留条件に関するものを含む）。このような法律や規則の公開は、最優先される公益性がある。

注：原則 10 を通して用いられる「法律と規則」には、すべての議会による立法または委任立法、法令、規則、条例、ならびに法的拘束力のある大統領、首相、大臣またはその他の公的機関により布告・公布された行政命令、司法命令が含まれる。また、「法律と規則」には、行政官によって認可されたとみなされるあらゆる規則や法解釈も含まれる。

自由の剥奪にはあらゆる形態の逮捕、身柄拘束、収監、または拘留を含む。

- (2) 武力紛争時を含め、国家あるいはその代理人により運営される人間の自由を剥奪するあらゆる場所の位置、あるいは自由を剥奪されたすべての人の身元情報、罪状、または拘留理由。
- (3) あらゆる人の拘留中の死亡に関する情報、および国家の責任による人命喪失に関するその他の情報。これには殺された人の身元情報、死亡時の状況、遺体の



所在が含まれる。

注：いかなる事情があろうとも、人の秘密拘留、秘密監禁場所の設置と運営、あるいは秘密処刑という結果を招くような情報について、国家安全保障を理由に非公開とすることは認められない。また、いかなる事情があろうとも、国家によって、あるいは国家の承認、支援または黙認によって自由を剥奪された人の死活や所在に関する情報が、当事者の家族や他の当事者の幸福に正当な利害関係を持つ人に対して、国家安全保障を理由に秘匿され、あるいはその他の方法で拒否されることは認められない。

自由をはく奪された者、拘留中に死亡した者、または死因が国家機関に原因がある者の氏名とその他の個人情報とを一般に公開をしないことが認められるのは、当事者または当事者が死亡している場合はその家族が、明示的かつ自発的に非公開を求め、非公開とすることが人権を保護することとなる場合で、プライバシーの権利を守る必要性が認められる限りにおいてである。自由を剥奪されている子どもの身元情報は、一般に提供されるべきではない。しかし、これらの留意事項によって総計とその他の匿名性データの公表が妨げられるべきではない。

## C 政府の構造と権力

当該原則が包含する情報には次のものがあるが、これらに限られるものではない。

- (1) すべての軍隊、警察、安全保障部門、諜報機関及びこれらの下部組織の存在。
- (2) これらの当局とその監視組織、内部の執行責任体系に適用される法律と規則、ならびにこれらの当局を統括する者の氏名。
- (3) これら当局の予算総額、主要予算項目、基本的な支出情報を含む公的資金の執行の評価・監督に必要な情報
- (4) 国家安全保障事項として国家が締結した二国間及び多国間協定、ならびに他の国際公約の存在・条件。

## D 軍隊の投入または大量破壊兵器取得の決定

- (1) 当該原則が包含する情報には、戦闘部隊の投入またはその他の軍事行動を遂行の決定に関係する情報があり、それには、このような行動を取る事実確認、総合的な規模と範囲およびその根拠の説明が含まれる。同様に、公式の根拠が誤りであったことを示す事実を証明するあらゆる情報も含まれる。

注：行動の「総合的な」規模と範囲の意味するところは、疑義の対象となる軍事行動の作戦面の詳細すべてを明らかにせずに、軍隊の投入に関する決定にかかる情報にアクセスを可能にすることより、高度な公益性を一般的には満たすことが可能と解されるからである。(原則 9 参照)

- (2) 国家による核兵器またはその他の大量破壊兵器の保有や取得は、それらの製品や作戦能力の詳細については必要ないが、最優先される公共の利益に関わる事項であり、秘匿されるべきではない。

注：当該原則細目は、いかなる意味においても、決してこのような兵器の取得を是認するものと解釈されるべきではない。

## E 監視

- (1) あらゆる種類の監視に関する総合的な法的枠組み、ならびに監視の認可、監視対象の選択、傍受した資料の利用・共有・保管・破棄に際して従うべき手続は、一般人のアクセスを可能にすべきである。

注：この情報には次のものが含まれる：(a) プロファイリングやデータマニングのような間接的な監視、用いられうる監視手法の形態を含む秘密裏または公にして行うあらゆる形態の監視に適用する法律、(b) 許容される監視目的、(c) 監視の開始と継続が認められる疑義の境界、(d) 監視手段の継続の限度、(e) このような手段の利用に関する承認と審査の手続、(f) 国家安全保障上の目的で収集され、及び／または処理され得る個人情報の種類、(g) これらのデータの利用、保有、消去及び移管に適用される基準。

- (2) 監視を行う権限を持つ機関とその監視手段の利用に関する統計情報に対して、一般人の情報へのアクセスを可能にすべきである。

注：この情報に含まれるものには、各年毎の特定の監視を行う一定の権限を付与された各政府機関を特定する情報、各年毎の各機関に付与された監視許可の件数、各年毎の監視を受けた個人の数および通信件数に関して利用可能な最前の情報、明確な監視権限なしに行われた監視の有無、行われた場合はそれを行った政府機関がある。

一般人の権利として知らされるべき範囲に、法律を遵守し、人権上の義務に従って実施された監視活動の事実あるいは実施内容の詳細を含む必要性はない。このような情報は、一般人に対して、監視活動が終了するまでは少なくとも監視活動に関するこれらの事項を非公開とし得る。

- (3) 加えて、一般人はいかなる違法な監視活動の事実も完全に知らされるべきである。そのような監視活動の情報は、その監視対象となった個人のプライバシーの権利を侵害しない最大限の範囲が公開されるべきである。

- (4) 本諸原則は、一般人の情報へのアクセスに関する権利を扱うものであって、監視対象とされてきた、あるいはそうであると信じる個人の付加的な実質かつ訴訟手続上の権利を損なうものではない。

注：進行中の監視活動や情報源、手段を危険にさらすことのない可能な範囲で、秘密監視対象となった個人に対して、少なくとも、用いられた手段の種類、年月日、監視手段の承認に責任を有する機関について通知することを義務付

けることは望ましい実践である。

- (5) 当該原則において公開することが望ましいと高度に推定される情報は、専ら外国政府の活動の監視にのみ関係する情報には適用されない。

注：外国政府の活動を含む秘密監視活動によって得た情報は、原則 10A で示した状況において公開対象とすべきである。

## F 財政情報

当該原則が包含する情報には、一般人が安全保障分門の財政ならびに財政の管理に関する規則を理解するための十分な情報を含む。このような情報は、ここに含まれるものに限られるものではない。

- (1) 各部門・機関の大科目のある予算
- (2) 大科目のある年度末財務諸表
- (3) 財務管理規則と規制方法
- (4) 調達に関する規則
- (5) 安全保障部門の財政面に関する、最高会計監査機関及び他の会計検査に責任を有する組織による報告書。これには、機密指定されたあらゆる部門の報告書の概要が含まれる。

## G 憲法及び法令の違反ならびにその他の権力濫用に関する説明責任

当該原則が包含する情報には、公的機関あるいは公務員による憲法上または法令上の違反及びその他の権力濫用の存在、性格、規模に関する情報が含まれる。

## H 公衆衛生、市民の安全または環境

当該原則が包含する情報には、以下のものが含まれる。

- (1) 公衆衛生、市民の安全あるいは環境に対する何らかの差し迫った、あるいは現実の脅威がある場合には、その脅威から生じる損害を防止または軽減する方策を理解し、または講じること可能とするあらゆる情報。その脅威は、自然災害、あるいは国家または民間企業の行為によるものを含む人為的行為か否かを問わない。
- (2) 他の情報で、天然資源開発、汚染排出物目録、計画中ないし実施中の大規模公共事業または資源採取の環境への影響、ならびに特に危険な施設のリスク評価と運営計画についての定期的に更新されるもの。

## 第 3 部 A 情報の秘密指定および秘密指定解除のルール

### 原則 11 情報を秘密指定する根拠を明らかにする義務

- (a) 国が公式の秘密指定手続を有しているか否かに関わらず、公的機関は情報を秘密指定する根拠を明らかにする義務がある。

注：「秘密指定」とは、機微な情報を含む記録が評価され、アクセス可能な人的範囲と記録の取扱いに関する指示が表示される手続のことである。恣意的で過剰な秘密を削減するために、公式の機密指定システムを構築することが望ましい。

- (b) 秘密指定の根拠は、当該情報が原則 9 にあげた情報分類のどの属性に対応しているかについて情報を限定的に分類して示すべきであり、公にされることに伴う損害についてその深刻さの程度と蓋然性の度合いを含めて説明するべきである。
- (c) 秘密指定にレベルを設ける場合は、機密指定のレベルと、特定された損害の蓋然性の根拠が対応しているべきである。
- (d) 情報が秘密指定されるときには、(i) 保護対象であることの表示には、秘密指定のレベルを採用している場合はそのレベルと、機密指定の最長期間が付されるべきであり、(ii) 記述には、設定した秘密指定レベルと秘密指定期間であることの必要性の正当性が含まれるべきである。

注：各秘密指定の決定の正当性の記述を規定することは、推奨される。それは、その情報を取り扱う公務員が、公になった結果引き起こされる特定された損害に留意するようになるからであり、秘密指定解除と公開手続を促すことになるからである。さらに、パラグラフごとに秘密指定の表示を行うことは、文書の秘密指定されていない部分の公開を整合的に促すことになる。

### 原則 12 秘密指定に関するルールへの一般人のアクセス

- (a) 秘密指定を決定する手続と基準について、施行される前に一般人が意見を述べる機会を設けるべきである。
- (b) 一般人が、秘密指定を決定する明文化された手続と基準にアクセスできるようにすべきである。

### 原則 13 秘密指定の権限

- (a) 法律によって指定される、特別に権限が与えられあるいは委任された公務員のみが、情報の秘密指定をし得る。委任されていない公務員が、情報を秘密指定するべきであると確信した場合は、委任されている公務員が機密指定の提案を検討するまでの短期で明確に限定された期間、秘密指定したものをみなされ得

る。

注：秘密指定権限の管理に関する法的規定が存在しない場合、少なくとも規則でそのような権限の委任について明確にしておくことが望ましい。

- (b) 秘密指定の決定に責任を有する者を識別する情報は、説明責任を確保するために、情報を非公開とすべきやむを得ない理由が存在しない限り追跡可能とし、あるいは書面で提示されるべきである。
- (c) 法律により秘密指定権限を委任された公務員は、行政効率性から最少人数の上級の地位にある部下に原秘密指定権限を付与すべきである。

注：秘密指定権限を持つ人数および秘密指定情報にアクセスできる人数に関する情報を公表することが望ましい。

#### 原則 14 秘密指定に対する内部の異議申し立ての促進

安全保障部門に所属する者を含む公務員が、情報が不適切に秘密指定されていると思慮する場合、その秘密指定について異議を申し立てることができる。

注：安全保障部門の機関には強い秘密主義の文化があり、ほとんどの国で安全保障部門の人員からの苦情を受け付ける独立した組織が設置あるいは任命されておらず、安全保障部門の情報の開示は、その他の情報の開示の場合に比してより厳しい罰則がしばしば適用されているという事実を踏まえ、安全保障部門の人員が秘密指定に異議を申し立てることは、特に奨励されるべきものとして特記される。

#### 原則 15 国家安全保障に関する情報を保存、管理、保持する義務

- (a) 公的機関は、国際基準<sup>1</sup>に則り、情報を保存、管理、保持する義務がある。情報は法律による場合に限り、保存、管理、維持の適用から除外され得る。
- (b) 情報は適切に保持されるべきである。ファイリング・システムは統合的で、正当に秘密指定された情報を明らかにしない範囲で透明性を確保し、包括的なものであるべきである。そして、非公開情報であろうと、具体的な公開請求に対してはすべての関係する情報を探す必要がある。
- (c) 各公的組織は、保有している秘密指定情報の詳細で正確なリストの作成、公表、定期的な見直し、更新をすべきである。ただし、原則 19 に従い、存在自体が秘

---

<sup>1</sup> これには次のものが含まれる：国際文書館評議会（International Council on Archives; ICA）、「アーカイブの利用原則」（Principles of Access to Archives）（2012）；ICA、「世界アーカイブ宣言」（Universal Declaration on Archives）（2010、UNESCO 承認）；ヨーロッパ評議会（Council of Europe）、「欧州アーカイブの利用政策に関する R（2000）13 号勧告」（Recommendation NoR(2000)13 on a European policy on access to archives）；アントニオ・ゴンザレス・クインタナ（Antonio Gonzalez Quintana）、ICA、「人権の保護におけるアーカイブ方針」（Archival policies in the protection of human rights）：UNESCO と ICA によって準備された 1995 年の報告について、抑圧的な前政権の国家安全保障業務のアーカイブの管理に関して更新されより詳細なバージョン（2009）

匿され得る正当性のある例外的なものがあれば、それを除く。

注：そのようなリストは、毎年更新することが望ましい。

## 原則 16 秘密指定期間の期限

- (a) 正当な国家安全保障上の利益を保護するために必要な限度においてのみ、国家安全保障上の理由で情報を秘匿しうる。情報を秘匿する決定は、当該原則を満たしていることを確認するため、定期的に見直されるべきである。

注：法律により、少なくとも5年毎に見直しが義務付けられていることが望ましい。より短期間の見直しを義務づけている国もある。

- (b) 秘密指定権者は、秘密指定が失効する年月日、条件、または事象を明示すべきである。

注：秘密指定が失効する期限または条件や事象の特定は、定期的に見直されるべきことが望ましい。

- (c) いかなる情報も無期限に秘密指定され得ない。国家安全保障上の理由により容認される秘密指定の最長期限は、法律によって規定されるべきである。
- (d) 情報は、例外的な状況においてのみ容認された期限を超えて秘匿されうるが、秘匿と修正された期限については他の決定権者が行った新たな決定に従うものとする。

## 原則 17 秘密指定解除の手續

- (a) 国内法において、秘密指定解除指針を強化し定期的に更新することを含む秘密指定解除行為の調整、監視、実行についての政府の責任を確認すべきである。
- (b) 優先的に秘密指定解除をすべき、公共の利益となる秘密指定情報を識別するための適切な手續を設けるべきである。原則 10 で分類した情報を含む公共の利益に資する情報が、例外的に機微性を有するとして秘密指定されている場合は、直ちに機密指定解除されるべきである。
- (c) 国内法では、包括的（一括及び／または抽出）な秘密指定解除の手續を設けるべきである。
- (d) 国内法では、秘密指定情報の異なる分類のための自動秘密指定解除の確定した期間を特定すべきである。秘密指定解除の負担を最小化するため、記録は可能な限り審査なしで自動秘密指定解除されるべきである。
- (e) 国内法では、文書の秘密指定解除の請求をするための、アクセス可能で公式の手續を設けるべきである。
- (f) 裁判所、法廷、その他の監督組織、オンブズマン、異議申立組織により秘密指定解除された情報を含む秘密指定解除文書は、積極的に公表されるべきであり、もしくは誰でもアクセスできるようにすべきである（例えば、公文書管理法又は情報公開法、あるいは両方との整合性などを通して）。

注：当該原則は前文パラグラフ 15 で示した非公開のその他の理由に関する条件を損なうものではない。

注：以下は、追加的な望ましい実践である。

- ・ 秘密指定解除手続における新たな技術の導入についての定期的検討。
- ・ 自動的、包括的・秘密指定解除を含む秘密指定解除の優先順位を設定するためのプロセスに関する専門家との定期的な協議。

## 第 3 部 B 情報公開請求の取り扱いに関するルール

### 原則 18 情報が秘密指定されていたとしても請求に対して検討する義務

情報が秘密指定されているという事実は、それに対する情報公開請求への対応方法を定めるに当たり決定的なものではない。むしろ、情報を保有している公的機関は本諸原則にしたがい、情報公開請求について検討すべきである。

### 原則 19 存否を回答する義務

- (a) 情報公開請求を受けたとき、公的機関は請求された文書を保有しているか否かについてその存否を応えなければならない。
- (b) 特殊な状況下において、原則 3 に則り特定の情報の存否そのものが秘密指定される可能性を司法が認めているときに、個別の情報公開請求への回答で情報そのものの存否応答を明らかにすることを拒否する場合は、単に情報の存否の応答拒否を示すだけでなく、存否を明らかにすることが危害を与えるリスクを引き起こすことになる、国内法又は規則において示された明瞭な情報カテゴリーに該当することを説明すべきである。

### 原則 20 書面により拒否理由を提示する義務

- (a) 公的機関が情報公開請求に対して全部あるいは一部公開に応じない場合は、原則 3 および 9 に則り、法律で定められた回答期限内に、公的機関は具体的な理由を書面で通知すべきである。

注：法律により定めるべき回答がなされる期限についての要件は、原則 25 を参照。

- (b) 当局はまた、請求者に対して秘密指定情報を公開することにならない範囲において、非公開決定の権限を持つ公務員と非公開決定のプロセスに関する十分な情報を提供すべきである。また、公的機関が法律を遵守していることの審査を求める異議申し立ての方法についても、十分な情報を提供すべきである。

## 原則 21 紛失した文書の復元と再作成の義務

- (a) 公的機関が情報公開請求に対して情報の所在を回答できず、かつその情報を含む記録が保持、取得、ないし作成されているべきものである場合、当該機関は情報公開請求者のために、紛失した情報の復元あるいは再作成するための合理的な努力を払うべきである。

注：この原則は、例えば未取得、破棄あるいは検索不可能など何らかの理由で所在不明な情報に適用される。

- (b) 公的機関の代表者には、その手続が司法審査の対象となりうる方法で、すべての手続について宣誓した上で、情報の復元または再作成を合理的かつ法的に規定された期間内に行うことが義務づけられるべきである。

注：法律により保持が義務づけられている情報が見つからないときは、警察または調査権限をもつ行政機関にこの件の調査を委ねるべきである。調査の結果は公表されるべきである。

- (c) 情報の復元または再作成の義務が特に重要であるのは、(i) その情報が深刻または組織的な人権侵害の申立てに関するものであるとき、及び／または (ii) 広範囲におよぶ人権侵害が顕著である政府から民主的形態の政府への移行期間にあるときである。

## 原則 22 文書の部分公開の義務

非公開は特定の情報にのみ認められ、文書またはその他の記録の全体に認められるものではない。非公開の妥当性が立証される特定の情報（適用除外情報）のみが、非公開とされうる。当該記録に適用除外情報とそうではない情報の両方が含まれる場合、公的機関は公開可能な部分を切り分けて公開する義務がある。

## 原則 23 非公開情報を特定する義務

公開を拒否する情報を保有する公的機関は、できるだけそのような情報を明確に特定すべきである。少なくとも当該機関は、例えばページ数の概算などの非公開情報の分量は公開すべきである。

## 原則 24 対応可能な形式により情報を提供する義務

公的機関は、可能な限り請求者の希望する形式で情報を提供すべきである。

注：これには、例えば国連の障害者権利条約にしたがい、速やかに追加コストを求めずに障害を持つ人がアクセス可能な形式や技術で情報を提供するための適切な手段を公的機関が講じる義務を含む。



## 原則 25 情報請求に対する回答の期限

- (a) 本事案の内部検討、利用可能な場合は独立機関による決定、司法審査を含む情報公開請求への回答期限は、法律により実務的に可能な限り短い期間が定められるべきである。

注：多くの情報公開法で定められている要件を踏まえて、実質的な回答期限は 20 営業日かそれ以下と規定することが最も適切であると考えられる。情報公開請求に対する回答期限が法律に定められていない場合、通常の情報公開請求に対しては 30 日を超えない期限とすべきである。文書の量、文書の複雑や機微の程度を考慮して、異なる期限を法律で定めることは可能である。

- (b) 生命、個人の自由を保護するために必要な情報のように、緊急性を根拠としてその情報の必要性が立証される場合は、期限が短縮されるべき場合に当たる。

## 原則 26 情報非公開決定に対する審査を求める権利

- (a) 請求者には、情報の非公開あるいは請求に関連する事項について、独立した機関による迅速かつ低費用の審査を受ける権利がある。

注：非公開決定には、暗示的あるいは黙示的なものも含まれる。独立機関による審査の対象となる事項には、費用、期限、文書公開の形式も含まれる。

- (b) 独立機関は、たとえ秘密指定情報であったとしても、すべての関連情報への完全なアクセスを含む、実効性のある審査に必要な権限とリソースが付与されるべきである。
- (c) 人は、すべての関連する問題について、権限を持つ裁判所や法廷による独立した実効性のある審査を受ける権利が与えられるべきである。
- (d) 裁判所が情報の非公開を認容する判決を行う場合、裁判所は、特殊な状況を除き、原則 3 にのっとり書面により事実を特定した理由とその法的分析を公表するべきである。

## 第 4 部 国家安全保障の司法的側面と情報への権利

### 原則 27 一般的司法監視の原則

- (a) 国家安全保障に係るという主張は、法律に基づいて設置された独立で中立かつ公正な法廷による裁判を受ける基本的権利を阻害するように用いられてはならない。
- (b) いかなる法手続においても、公的機関が国家安全保障を理由として情報を非公開にしようとする場合、裁判所は当該情報を非公開としてよいかどうかについ

て判断するため、その情報を審査する権限を与えられているべきである。裁判所は、内容を審査することなしに、異議申し立てを通常棄却するべきではない。

注：原則 4 (d) に従い、裁判所は、その主張を裏付ける証拠の提出がないまま、単に非公開の必要性を主張するだけの概要や宣誓供述書に依拠するべきではない。

- (c) 裁判所は、可能な限り最大限の配慮をもって、情報にアクセスしようとしている人が、情報を非公開とする政府により提起されたケースを知り、異議申し立てができるよう保障すべきである。
- (d) 裁判所は、公的機関の主張の合法性および妥当性について判断するべきであり、公開を強制し、一部または全部非公開に対して、刑事事件における訴えの棄却を含む、適切な救済措置を命じることができる。
- (e) 裁判所は、公的機関が非公開とすべき根拠について正当な主張をおこなったかどうかを独立に評価するべきである。秘密指定されているという事実は、情報を非公開とすべき決定的な理由とされるべきではない。同様に裁判所は、公的機関から申し立てのあったあらゆる損害の性質、発生の蓋然性、公開することの公益性について、原則 3 に示した基準に基づいて評価するべきである。

## 原則 28 司法手続への一般人のアクセス

- (a) 国家安全保障に係るという主張は、一般人が司法手続にアクセスするという基本的権利を阻害するように用いられてはならない。
- (b) 裁判所の判決は、裁判所によるすべての命令や重要な事実認定、証拠、法的な理由を明記した上で、公開されるべきである。ただし、18 歳未満の子どもの利益のために必要な場合はこの限りでない。

注：国際法は、判決の公表義務について、国家安全保障上の理由によるいかなる特例も認めていない。

少年裁判所の手続記録は公表されるべきではない。子どもが含まれる他の司法手続記録については、通常、18 歳未満の子どもの名前や他の個人識別情報を削除するべきである。

- (c) 一般人の司法へのアクセスの権利には、その特例が本諸原則に基づいて正当化されない限り、次についての迅速なアクセスを含むべきである。(i) 司法上の理由づけ、(ii) それぞれの事件の存在および進捗に関する情報、(iii) 法廷に文書で提出された主張、(iv) 法廷での弁論および審理、(v) 裁判手続中に提出された有罪認定の根拠となる証拠。

注：公正な裁判の条件に係る国際法は、道徳や公の秩序、当事者の個人生活上の利益、あるいは司法の利益に対する損害回避を理由とする場合と同じく、そうした制限があらゆる場合において必要かつ均衡していることを条件として、民主主義社会において国家安全保障を理由として一般人の全部または

一部を審理の場から排除することを認めている。

- (d) 一般人には、国家安全保障の見地から司法手続への一般人のアクセスを制限することが絶対に必要であるとする公的機関のいかなる主張に対しても、それに対して異議を申し立て争う機会が与えられるべきである。
- (e) 司法手続への自由なアクセスの制限を是認するかどうかの決定を裁判所が行った場合、原則3に該当するような極めて例外的な事情があるような場合を除き、裁判所はその事実の特定および法的分析について、文書で公開するべきである。

注：当該原則は、通常、一般人のアクセスが予定されていない既存の審理前手続に関する法令を改めることを目的とはしていない。当該原則が適用されるのは、裁判手続への一般人のアクセスが認められており、それに対して国家安全保障の観点からそのアクセスを拒否しようとする場合である。

裁判手続や裁判資料に対して一般人の持つアクセスへの権利は、アクセスが次のことを促進するというその重要性から導かれる。(i) 司法手続が、実態的にもまた認識上も公正、中立とすること、(ii) 当事者の行為を正当かつより誠実なものとする事、(iii) 一般人の批評をより正確なものとする事。

#### 原則 29 刑事手続における当事者の情報へのアクセス

- (a) 裁判所は、被告人の公判廷への出席を、国家安全保障を理由として拒んではならない。
- (b) 有罪判決や自由の剥奪の判断は、被告人が精査したり反論する機会が与えられなかった証拠に基づいて下されてはならない。
- (c) 公正の観点から、公的機関は被告人およびその弁護人に対して、起訴事実その他の公正な裁判を確保するのに必要な情報を、その情報が秘密指定とされているか否かにかかわらず、原則3～6、10、27、28に従い、また公共の利益に配慮しつつ、開示しなければならない。
- (d) 公的機関が公正な裁判を確保するために必要な情報の開示を拒否した場合、裁判所は、手続を中断するか起訴を棄却すべきである。

注：公的機関は、情報の秘匿を主張する場合、自らの利益のためにその情報をあてにすべきではない。一方、情報を秘匿することによる不利益を甘んじて受けるという判断はしてもよい。

注：原則29と30は、司法審査の事実を考慮した情報の一般人のアクセスや、司法的監視の文脈における関連した開示は本諸原則に含まれ、それは多くの場合、一般への情報公開のための重要な手段である。

## 原則 30 民事事件における当事者の情報へのアクセス

- (a) 公的機関による、民事事件において情報を非公開にするというあらゆる申し立ては、原則 3～6、10、27、28 に従い、また公共の利益に配慮しつつ、精査されるべきである。
- (b) 人権侵害の被害者は、受けた被害に関する情報開示を含む、効果的な救済および賠償への権利を有する。公的機関は、この権利に反する方法で被害者の申し立てにとって重要な情報の開示を拒んではならない。
- (c) 一般人もまた、大規模な人権侵害や国際人道法の深刻な違反に関する情報への権利を有する。

## 第 5 部 安全保障部門を監視する組織

### 原則 31 独立した監視組織の設置

安全保障部門の諸機関について、その運用、規則、政策、財政、業務管理を含めて監視するための監視組織を未設置の国は、それを設置すべきである。この監視組織は、制度的にも、運用上も、また財政的にも監視対象の機関から独立しているべきである。

### 原則 32 職務を遂行するために必要な情報へのアクセスの未制限

- (a) 独立した監視組織は、その職務遂行のために必要な情報へのあらゆるアクセスが法的に保障されるべきである。このアクセスは、情報のレベルが秘密指定事項や極秘事項であろうと、正当な秘密情報のアクセス要件を満たしていれば、無制限であるべきである。
- (b) 監視組織がアクセス可能であるべき情報は、以下に掲げられるものを含み、またこれに限られない。
  - ① 形式、媒体の如何を問わず、また当該機関が作成したものであるか否かに限らず、安全保障部門の機関が保有するすべての記録、技術、システム。
  - ② 所在場所、対象物、設備。
  - ③ 監視組織の人員がその監視機能を果たす上で必要と判断した個人が所有する情報。
- (c) 公務員が負うあらゆる機密保持義務や守秘義務は、監視組織に対する情報提供の妨げとなるべきではない。そのような情報の提供は、これらの義務を定める法律や契約の違反として考慮されるべきではない。

### 原則 33 情報へのアクセスを確保するために必要な権限、方策、手続

- (a) 独立した監視組織は、その職務遂行のために必要なあらゆる関連情報にアクセ

スし、解析するのに十分な法的権限を有するべきである。

- (i) 上記権限には、最低限、公的機関の現在および過去の執行部門のメンバー、公務員、契約者に聴取する権限、関係記録を要求し調査する権限、そして場所や施設に立ち入り調査する権限が含まれるべきである。
  - (ii) 独立した監視組織は、必要な場合には、法執行機関の全面的な協力の下、そうした人々を出頭させ、記録を取り寄せ、職務達成のために必要な情報を有していると思われる人物に、宣誓ないし誓約をさせた上で証言させる権限が与えられるべきである。
- (b) 独立した監視組織は、情報を取扱い証言を強制させるに際して、自己負罪免除特権その他の適正手続上の要請とともに、とりわけプライバシー法に配慮するべきである。
  - (c) 独立した監視組織は、監視対象機関の機能の効果的活動に関連する情報を特定、入手、分析するために必要な財政的、技術的、人的資源に対してアクセスする権限を有するべきである。
  - (d) 安全保障部門の機関に対し、独立した監視組織がその機能を十分に果たすために必要となる情報にアクセスし分析するために必要な協力をすることを法律で義務付けるべきである。
  - (e) 安全保障部門の機関に対し、監視官たちがその任務を果たすために必要であると思慮する特定のカテゴリーに属する情報を、独立した監視組織に積極的かつ速やかに公開するよう、法律で義務付けるべきである。そのような情報には、法律や人権基準の違反となる可能性のある行為の情報を含むが、それに限られるものではない。

## 原則 34 独立した監視組織の透明性

### A 情報公開法の適用

一般人が公的機関の保有する情報への公開請求権の保障を規定する法律は、安全保障部門の監視組織にも適用されるべきである。

### B 報告

- (1) 独立した監視組織には、定期報告書を作成して一般に公表することを法的に義務付けるべきである。こうした報告書は、最低限、たとえば与えられた職務項目、構成員、予算、業務状況、活動などの当該監視組織そのものについての情報を含むべきである。

注：これらの報告書には、自分たちでは一般への公表を行っていない他のあらゆる安全保障分野の組織の職務項目、構造、予算、一般的な活動状況などの情報についても含むべきである。

- (2) 独立した監視組織は、テーマ別・個別ケースの研究や調査に関する一般向けの報告書も発行すべきである。そして、原則 10 にあるような公共の利益に関わる事項については、できるだけ多くの情報を提供すべきである。
- (3) 一般向け報告書では、独立した監視組織はプライバシーの権利を含む、あらゆる個人の権利を尊重すべきである。
- (4) 独立した監視組織は、監視対象機関に対し、一般向け報告書の中に秘密指定すべき情報が含まれているという懸念を提起するための再検討の機会を速やかに与えるべきである。何を公開すべきかについての最終的な決定権は、監視組織そのものにある。

### C アウトリーチとアクセス可能性

- (1) 監視組織の法的根拠は、その任務項目や権限などを含め、一般に公開され、容易にアクセスできるようにすべきである。
- (2) 独立した監視組織は、読み書きができない人、少数言語を話す人、視力や聴力に障がいがある人が、その業務に関する情報にアクセスするための仕組みや設備を設けるべきである。
- (3) 独立した監視組織は、地理的遠隔地にいる人を含む一般の人びとが、当該機関に接触を図り、また異議申し立ての審査機関の場合は異議申し立てを提起したり、懸念を記録に残したりするため、自由に用いることができるさまざまな仕組みを提供すべきである。
- (4) 独立した監視組織は、こうした異議申し立ての機密性や申立人の匿名性を効果的に保持できるようにするための仕組みを持つべきである。

### 原則 35 安全保障部門の監視組織が保有する情報を保護するための諸措置

- (a) 法律は、独立した監視組織に対し、自らの保有する情報を保護するために必要なあらゆる措置を講ずるよう義務づけるべきである。
- (b) 立法府は、(i) 立法府の監視委員会の構成員、(ii) 立法府に属さない独立した監視組織の長および構成員が、任命に先立ち安全保障のための身上調査を受けるべきであるかどうかについて決定権を持つべきである。
- (c) 安全保障のための身上調査が求められた場合、その実施にあたっては (i) 速やかに、(ii) 既存の確立された原則に沿って、(iii) 政治的な偏向や動機付けなしに、(iv) 可能であれば、構成員や職員が身上調査の対象となっている当該機関による監視の対象とはなっていない組織によって、実施されるべきである。
- (d) 第 6 部や第 7 部の諸原則に従い、その機関の通常の報告メカニズムから離れて、秘密指定された、ないし極秘とされる情報を開示しようとする独立した監視機関の構成員や職員は、適切な行政的、民事的、あるいは刑事的手続に付される。

## 原則 36 情報を一般に公開する場合の立法府の権限

立法府は、安全保障上の理由で行政府が非公開を主張する情報も含めて、あらゆる情報について適切と判断した場合には、自らが設けた手続に沿って、一般に公開する権限を持つべきである。

## 第 6 部 公務員による公益開示

### 原則 37 不正行為のカテゴリー

公務員による情報の開示は、当該情報が秘密指定されているか否かにかかわらず、以下の分類の不正行為を示す情報については、原則 38～40 に該当する条件を満たす限りにおいて「保護的開示」として扱われるべきである。保護的開示は、すでに起こった、あるいは現在起きている、ないし将来起きる可能性のある不正行為にも適用される。

- (a) 犯罪
- (b) 人権侵害
- (c) 国際人道法違反
- (d) 腐敗・汚職
- (e) 公衆衛生や公共の安全に対する脅威
- (f) 環境に対する脅威
- (g) 公的機関による職権濫用
- (h) 誤判
- (i) 資源の浪費ないし不適切な管理
- (j) 上記いずれかに該当する情報の公開に対する報復措置
- (k) 上記いずれかに該当する事項を故意に隠蔽すること

### 原則 38 不正行為を示す情報を開示するための根拠、動機づけおよび証明

- (a) 法律は、公務員が不正行為を示す情報を開示した場合、当該情報が開示時において秘密指定ないし秘匿とされているか否かにかかわらず、原則 41 で示した報復措置から保護すべきである。
  - (i) 情報開示を行った人物が、開示した情報が原則 37 の各カテゴリーのいずれかに該当すると信じるに足る合理的な根拠がある場合。
  - (ii) 開示が、原則 38～40 に規定されている条件を満たしている場合。
- (b) 虚偽の情報を開示したことが明白でない限り、保護的開示の動機の如何は問われない。
- (c) 開示を行う人は、開示内容に関する追加証拠の提供や情報開示に係る立証責任

を負わせられるべきでない。

## 原則 39 保護的開示を内部ないし監視組織に行い回答を得るための手続

### A 内部での情報開示

法律は公的機関に対し、保護的開示に関する内部手続を設け、受付窓口となる者を指定するよう義務づけるべきである。

### B 独立した監視組織への情報開示

- (1) 国は、保護的開示を受け付け、調査する独立組織を設置ないし指定するべきである。そのような組織は、安全保障部門や行政府その他の情報が開示される可能性のある公的機関から、組織上も運営上も独立しているべきである。
- (2) 公務員は、最初に内部開示を義務付けられることなしに、独立した監視組織ないし当該事案に関する調査能力を備えた他の機関に対し、保護的開示を行う権限が認められるべきである。
- (3) 法律は独立した監視組織に対して、あらゆる必要な情報へのアクセスを保障すべきであり、このアクセスを確保するために必要な調査権限を与えるべきである。そのような権限には、召喚をする権限や、宣誓ないし誓約のもとでの証言を命じる権限が含まれるべきである。

### C 情報開示を受け付ける内部組織および独立した監視組織の義務

原則 37 に定義される保護的開示が行われた場合、内部組織であれ独立した監視組織であれ、当該情報開示を受け付けた組織は、以下の義務を負う。

- (1) 申し立てられた不正行為を調査し、法定された期間内に問題を解決することを目指してただちに措置を講ずること。あるいは、情報開示をしたその当人と協議のうえで、調査を行う能力を持ちその権限を備えた機関に事件を移送すること。
- (2) 秘密裏に情報を提供しようとした公務員の身分を保護すること。匿名の情報提供については、その内容が検討されるべきである。
- (3) 開示された情報を保護し、そうした情報開示が行われたという事実を保護すること。ただし、不正行為を是正するためにさらに情報が必要な場合はこの限りでない。
- (4) 情報開示を行う人に対して、調査の進展状況や結果、そして可能であれば、とられた措置や出された勧告などについて通知すること。



## 原則 40 一般への情報開示の保護

法律は、以下の条件を備えている場合、原則 37 にあるような不正行為に関わる情報を一般に開示することに対して、原則 41 で示した情報開示に対する報復措置からの保護を義務付けるべきである。

- (a) (1) 情報を開示した者が、内部組織や独立した監視組織の両方あるいはどちらかに対し、同じ、あるいは本質的に似たような情報を提起している場合であって次のいずれかに該当し、
  - (i) 情報の開示を受けた組織が、適用可能な国際的基準に沿って、その情報開示の調査を拒否あるいは効果的に実施しなかった場合、
  - (ii) 開示を行った人が、合理的期間内でかつ法定された期間内に、合理的で適切な結果通知を得られなかった場合。

あるいは、

- (2) 情報開示を内部組織あるいは独立した監視組織のどちらか、あるいは両方に行うことにより、証拠の隠蔽・隠滅がされたり、証人への妨害、当該情報提供者あるいは第三者に対する報復措置が引き起こされる重大な危険があると信じるに足る十分な理由があった場合。

あるいは、

- (3) 情報を開示するに足る、確立された内部組織や独立した監視組織が存在しない場合。

あるいは、

- (4) 開示された情報が、人の生命、健康、安全に深刻かつ逼迫した危険を引き起こすような作為または不作為に関わるような場合。

及び

- (b) 情報を開示した者が、不正行為を明らかにするために合理的かつ必要な情報だけを開示しているような場合。

注：もし、不正行為を示す情報開示をする手続の中で、その人物が不正行為を示すのに関係のない情報を開示した場合であっても、情報開示によって引き起こされる損害が、情報開示に伴う公共の利益を上回らない限り、当該人物は報復から保護されるべきである。

及び

- (c) 情報開示を行う者が、情報を提供することで得られる公共の利益のほうが、情報を開示することにより公共の利益に与える損害を上回ると合理的に信じていた場合。

注：「合理的に信じる」という判断基準は、客観—主観混在の判断基準である。当該人物が、実際に確信（主観的要件）を有していなければならないことと、その確信がその当該人物にとって合理的（客観的要件）でなければなら

らない。異議の申し出があった場合、当該人物は自らの確信の合理性を弁護しなければならない。そして究極的には、保護的開示に該当するものとして上記判断基準を満たしたものであるか否かの決定を行うのは、独立した裁判所ないし法廷である。

## 原則 41 不正行為を示す情報を開示したことに対する報復からの保護

### A 保護的開示の民事的および刑事的責任からの免責

原則 37～40 に応じて情報開示を行った人は、以下の処分を受けない。

- (1) 秘密指定ないし他の極秘情報の開示に対する起訴その他の刑事手続
- (2) 秘密指定ないし他の極秘情報の開示に対する、損害賠償請求や名誉棄損の訴えその他の民事手続

### B 他の報復措置からの保護

- (a) 原則 37～40 に応じて情報開示を実際に行った、あるいは行ったと考えられるいかなる者に対する報復措置を法律で禁止するべきである。
- (b) 報復措置として禁止されるのは以下にあたるものを含むが、これらに限られない。
  - (a) 行政措置あるいは懲罰。例えば戒告、報復的調査、降格、異動、担当替え、昇進の不履行、解雇、その者の評判を貶める、あるいはその可能性のある措置、秘密取扱資格の差止ないし取消などを含むが、これらに限られない。
  - (b) 身体的あるいは精神的な危害や嫌がらせ。
  - (c) 上記のいずれかを行うと脅すこと。
- (c) 当該情報を開示した者以外の者に対する行為についても、場合によっては禁止された報復行為となり得る。

### C 報復措置に対する独立した監視組織および司法当局による調査

- (1) 何人も、独立した監視組織ないし司法当局に対し、保護的開示に関連して報復措置や報復の脅しを受けたことを申し立てる権利を有するべきである。
- (2) 独立した監視組織には、申し立てられた報復措置や報復の脅しを調査することが義務づけられるべきである。また、当該組織は、申し立てがない場合でも職権により調査を開始する権限を持つべきである。
- (3) 独立した監視組織には、人や記録を召喚し、宣誓や誓約のもとに証言を得ることなどを含め、申し立てられた報復措置を効果的に調査する権限と手段が与えられるべきである。
- (4) 独立した監視組織は、報復措置を受けたという主張に対する手続が公正でありデュープロセス（適正手続）に沿ったものとなるよう、あらゆる努力を払うべ

きである。

- (5) 独立した監視組織は、当該公的機関に対し救済措置ないし修復措置を取らせる権限を持つべきである。これには、原状回復、配置転換、及び／または争訟費用その他の経費の負担、未払い金や諸手当、旅費交通費などの支払い、及び／または損害賠償などを含むが、これに限られない。
- (6) 独立した監視組織は、公的機関が報復的措置をとることに対して禁止命令を出す権限も持つべきである。
- (7) 独立した監視組織は、申し立てられた報復措置の調査を法律で定められた適切な期間内に完了しなければならない。
- (8) 独立した監視組織は、関係者に対して少なくとも調査完了の事実を通知すべきであり、可能な限り採られた手続や出された勧告の内容を通知すべきである。
- (9) 情報開示に対して下された対応は報復措置ではないとする独立した監視組織の決定、あるいは救済措置や修復的措置について、関係者は司法当局に対して異議を申し立てることができる。

#### D 立証責任

公的機関が、何人に対しても不利益な措置をとった場合、当該機関はその措置が問題となっている情報開示とは無関係であることを立証する責任を負う。

#### E 権利および救済措置の放棄の否定

原則 37～40 に伴う権利や救済措置は、いかなる約款、方針、雇用形態や雇用条件によっても、また紛争前に作られたいかなる合意によっても放棄することはできない。こうした権利や救済措置を放棄させようとするいかなる試みもすべて無効とされるべきである。

#### 原則 42 保護的開示の推奨および推進

国は、保護的開示を公務員に推奨するべきである。こうした開示を推進するために、国はすべての公的機関に対して、原則 37～42 を実効性のあるものとするようなガイドライン（指針）を発するよう命ずるべきである。

注：ここでいうガイドラインには、最低限以下を規定するべきである：(1) 不正行為を開示する権利及び／または責任に関する助言、(2) 開示されるべき、あるいは開示可能な情報の類型、(3) そのような開示をする際の手続、(4) 法律に規定された保護措置。

#### 原則 43 公務員のための公益的弁護

- (a) 公務員が、本諸原則で明示されていない情報を開示したために刑事訴追または

民事訴訟、あるいは行政的な懲戒手続にかけられたときは常に、当該開示による公共の利益が非開示による公共の利益を上回る場合、法律により公益的弁護が提供されるべきである。

注：この原則は、上述の諸原則により既に保護されている情報開示以外の情報開示のうち、原則 37 に掲げられたカテゴリーに該当しないため、あるいは原則 37 のカテゴリーに該当する情報を含んでいるものの、原則 38～40 の手続に則って開示されなかったために保護されていないすべての場合に適用する。

- (b) 情報開示による公共の利益が非開示による公共の利益を上回るかどうかを判断する際において、検察当局および司法当局は以下を考慮するべきである。
  - (i) 情報開示の範囲が、公共の利益となる情報を開示するのに合理的に必要な程度であったか否か。
  - (ii) 開示によって引き起こされる公益に対する危害の範囲と危険度
  - (iii) 当該情報の開示が公共の利益に適うと当該者が信ずるに足る合理的な理由があったかどうか。
  - (iv) 当該者が、原則 38～40 にある手続に従って、内部手続及び／または独立監視組織に対して、及び／または一般外部に対して、保護的開示を行なおうとしたかどうか。
  - (v) 開示を正当化する急迫した事情の存在。

注：権限外の情報開示に対して刑事罰を規定するいかなる法律も、原則 46 (b) に従うべきである。この原則は、いかなる意味においても、公務員が既に有している表現の自由や原則 37～42、46 で付与した保護措置を制限することは意図していない。

## 第 7 部 一般人への情報公開／開示に対する制裁ないし制約措置の制限

### 原則 44 情報公開担当者による誠実かつ合理的な公開への懲罰に対する保護

一般人からの情報の求めに対応する担当責任者が、合理的かつ誠実に法に基づいて公開できるものと信じて情報を公開したことに対して、制裁を講じられるべきではない。

### 原則 45 情報の公開拒否や破壊に対する刑罰

- (a) 公務員が、一般人の情報へのアクセスを拒む目的で、故意に情報を破壊したり改ざんしたりした場合は刑罰に処されるべきである。
- (b) 裁判所あるいは独立した監視組織が情報公開を命じたものの、合理的な期間内に公開されなかった場合、法律に定められた手続に従って訴えを提起しない限り、非公開に責任ある公的機関および担当官はしかるべき制裁措置を受けるべ

きである。

#### 原則 46 公務員による情報開示に対する刑事罰の制限

- (a) 公務員による一般人への情報開示は、たとえ第 6 部によって保護されていない場合でも、刑事罰の対象となるべきではない。ただし、秘密取扱資格の取り消しや解雇などの行政的な制裁を受けることはあり得る。
- (b) それにもかかわらず、権限のない情報開示を一般人ないし当該情報を一般に公表するつもりである個人に対して行うことに対して、法律が刑事罰を定めている場合、以下の諸条件が適用されるべきである。
  - (i) 刑事罰が適用されるのは、法に明確に規定されたごく狭い分類の情報の開示に限られるべきである。

注：国内法がいくつかのカテゴリーに属する情報に対して刑事罰を適用することを定めている場合は、次に掲げる例と同様の特定性と安全保障に対する影響を持つものに限られるべきである：核兵器の技術データ、諜報活動の情報源や暗号コード・方法、外交暗号コード、諜報員の身元、国が所有権を有する知的財産でそれを知られることで安全保障に危害を及ぼす可能性があると考えられるもの。

- (ii) その開示が、現実かつ特定できる、無視し得ない危害を及ぼす危険性があるものに限られるべきである。
- (iii) どのような刑事罰であれ、引き起こされた危害に見合った均衡のとれたものとして法律に規定され、また適用されるべきである。
- (iv) 原則 43 にあるように、刑事罰に問われた人は公益的弁護を得るべきである。

#### 原則 47 公務員でない者による秘密指定情報の保有および流布に対する制裁からの保護

- (a) 公務員でない者は、秘密指定情報の受け取り、保有、一般への開示について、制裁の対象となってはならない。
- (b) 公務員でない者は、情報を求めたりそれを取得したことで、共謀その他の犯罪で起訴されてはならない。

注：本原則は、情報の取得や複製に対する刑事訴追を防止することを目的としている。しかしながら、情報を求め取得する際に行った他の犯罪、例えば侵入行為や恐喝などについての起訴を除外することを目的とするものではない。

注：第三者への開示は、過剰な秘密指定が蔓延することに対する重要な是正策として働く。

## 原則 48 情報源の保護

公務員でない者は、報道機関や一般への無許可での開示に関する取り調べにおいて、情報源や未公表の文書資料を明らかにすることを強制されるべきではない。

注：本原則は、無許可の開示行為の取り調べについてのみ言及している。他の犯罪については別である。

## 原則 49 事前規制

(a) 国家安全保障の保護を法益とする出版物の事前規制は、禁止されるべきである。

注：事前規制とは、司法機関ないし他の国家機関により、公務員以外の者により既に保有されている特定の文書資料の出版を差し止める命令を指す。

(b) 違法・合法を問わず、どのような手段を通じたものであれ、情報が一般の人びとの知ることができる状態に置かれている場合、パブリックドメインの状態にある当該情報のそれ以上の公表を止めようとする試みは、すべて実効性がないものと推定される。

注：「一般の人びとの知ることができる状態」とは、情報が十分に広く流布されており、それを押しとどめて情報を秘密にしておく実効性のある手段がない場合を指すものと解する。

## 第 8 章 結び

### 原則 50 本諸原則と他の基準との関係

本諸原則中のいかなる規定も、国際的、地域的、国内的な法や基準で認められた情報への権利、あるいは公務員その他による情報の開示をより多く保護する国内法や国際法を規制し、制限する方向で解釈してはならない。

## 付属文書：パートナー組織

以下の 22 組織が、本諸原則の起草に対して実質的に貢献し、本諸原則の普及、公表、実効のための支援に尽力している<sup>2</sup>。各組織の名称の後には、ある場合は本部の都市、活動している国・地域を記している。3 あるいはそれ以上の地域で実質的に活動を行っている組織は、「グローバル」と記している。

- アフリカ情報公開センター (Africa Freedom of Information Centre) (カンパラ／アフリカ)
- アフリカ警察市民監視フォーラム (APCOF, African Policing Civilian Oversight Forum) (ケープタウン／アフリカ)
- 表現の自由と情報に関する地域連合 (Alianza Regional por la Libre Expresión e Información) (米州)
- アムネスティ・インターナショナル (Amnesty International) (ロンドン／グローバル)
- アーティクル 19—表現の自由のためのグローバルキャンペーン (Article 19, the Global Campaign for Free Expression) (ロンドン／グローバル)
- 人権と開発のためのアジアフォーラム (フォーラムアジア) (Asian Forum for Human Rights and Development (Forum Asia)) (バンコク／アジア)
- 国家安全保障研究センター (Center for National Security Studies) (ワシントン DC／アメリカ)
- 中央ヨーロッパ大学 (Central European University) (ブダペスト／ヨーロッパ)
- ウィットウォーターズランド大学応用法学研究所 (Centre for Applied Legal Studies (CALs), Wits University) (ヨハネスブルク／南アフリカ)
- コペンハーゲン大学ヨーロッパ立憲・安全保障センター (Centre for European Constitutionalization and Security (CECS), University of Copenhagen) (コペンハーゲン／ヨーロッパ)
- プレトリア大学人権センター (Centre for Human Rights, University of Pretoria) (プレトリア／アフリカ)
- 法と民主主義センター (Centre for Law and Democracy) (ハリファックス／グローバル)
- 平和と開発イニシアティブセンター (Centre for Peace and Development Initiatives) (イスラマバード／パキスタン)

---

<sup>2</sup> 加えて、ジュネーブ軍隊の民主的統制センター (Geneva Centre for Democratic Control of the Armed Forces (DCAF)) のエイダン・ウィルズ (Aidan Wills) とベンジャミン・バックランド (Benjamin Buckland) は、パートナー団体／組織のいずれにも属していないものの、第 5 部の監視組織と第 6 部の公益開示に特筆すべき貢献をしており、本諸原則全体に対しても同様である。

- パレルモ大学法科大学院表現の自由と情報公開研究センター (Centre for Studies on Freedom of Expression and Access to Information (CELE), Palermo University School of Law) (ブエノスアイレス／アルゼンチン)
- 英連邦人権イニシアティブ (Commonwealth Human Rights Initiative) (ニューデリー／英連邦)
- エジプト個人の権利のためのイニシアティブ (Egyptian Initiative for Personal Rights) (カイロ／エジプト)
- 防衛・安全保障・平和研究所 (Institute for Defence, Security and Peace Studies) (ジャカルタ／インドネシア)
- 安全保障研究所 (Institute for Security Studies) (プレトリア／アフリカ)
- 国際法律家委員会 (International Commission of Jurists) (ジュネーヴ／グローバル)
- 国家安全保障アーカイブ (National Security Archive) (ワシントン DC／グローバル)
- オープン・デモクラシー・アドバイス・センター (Open Democracy Advice Centre) (ケープタウン／南アフリカ)
- オープン・ソサエティ・ジャスティス・イニシアティブ (Open Society Justice Initiative) (ニューヨーク／グローバル)